

せん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

- 10 この法律において「監理団体」とは、監理許可（第二十三条第一項の許可（第三十二条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これらの変更後のもの）をいう。以下同じ。）を受けて実習監理を行う事業（以下「監理事業」という。）を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

（基本理念）

第三条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

- 2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。



一般社団法人

日本ミャンマー協会
JAPAN MYANMAR ASSOCIATION

HOME

協会ごあいさつ

イベント報告・ご案内

入会案内・会員名簿

技能実習生

ミャンマー総合研究所(MEMI)

リンク

✉ お問い合わせ

《 技能実習生 》

〈ミャンマー人技能実習生「求人票」の事前確認業務引き受けについて〉

-menu-

1. ご入会・ご申請について

Click

2. 育成会活動報告

Click

3. 各種開示資料

Click

[→技能実習生TOPに戻る](#)

参考 ミャンマー人入国管理
関係統計(技能実習生含む)
(2017年4月末現在法務省入国
管理局作成)

参考 ミャンマー労働省認可
済み送出し機関リスト(2017
年5月12日付)

ミャンマー労働省の要請、並びに在日ミャンマー大使館の委託に基づき、2016年1月より日本ミャンマー協会(JMA)は求人票等の事前確認を行う事となりました。なお、弊協会の事前確認引受けの前提として「ミャンマー人技能実習生育成会」(略称「育成会」)へのご入会および確認手数料を載くこととなりますので、予めご了承の程お願いします。

【経緯】 同国の経済発展に伴い、ミャンマーでは様々な分野、様々なレベルにおける産業人材の育成が喫緊の課題となっています。日本ミャンマー協会(JMA)としても人材育成に関する支援・協力については協会活動の一つの柱と位置付けております。

そのような状況下、ミャンマーにおいても日本独特の「技能実習制度」への関心と理解が深まり、日本への技能実習生派遣の機運が高まっています。一方、日本側でも昨今の建設・土木・農業・食品・縫製そして介護などの現場における若手技能労働力の不足は日々深刻化しています。

2014年末にエーミン労働大臣が訪日した際、渡邊会長に対し「ミャンマーとしてこれから日本に技能実習生の派遣を本格化させ、将来の国造りに必要な人材を育成したいので、JMAに日本側で健全・合法的な受入が行われるよう全面的な協力をお願いしたい」と云った趣旨の話がありました。

それを受けて、ミャンマー人技能実習生の失踪・不当難民申請防止策或いは技能実習生の健全な送出し・受入の方策(一例として両国政府間による労働者保護の為の政府間協定締結への働きかけ、対日送出し前の事前研修の充実、不健全な受入機関・企業の排除など)、に関しミャンマー労働省、外務省及び在日ミャンマー大使館と協議を重ね、また日本の厚生労働省、法務省などとの情報交換を行ってきました。

その一環として、2015年8月に労働省より「JMAが在日ミャンマー大使館のサポート業務として求人票の記載内容の事前確認および受入機関・企業の実態把握を行い、その確認結果を在日ミャンマー大使館に報告して欲しい」旨、要請がありました。即ち、大使館はJMAの報告を踏まえ求人票の最終審査を行い、ミャンマー外務省経由、労働省に通知する事が決定されました。

弊協会としては受入管理団体様のご意見なども伺いながら、引き続きミャンマー側労働省、ミャンマー海外人材派遣企業協会(MOEAF)、在日ミャンマー大使館および日本の関係諸官庁とも連絡を密にしてミャンマー人技能実習生の失踪・不当難民申請の防止や健全な送出し・受入が出来るよう努力して参りますので皆様のご支援・ご協力の程宜しくお願い致します。

以上

A

B